

令和3年1月22日

保護者 様

市川市立市川小学校
校長 蜂須賀 久幸

教職員と児童生徒の電子メール及びSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等のやりとりについて

平素より、本校の教育活動にご理解とご協力いただき、ありがとうございます。

報道等で周知のとおり、県下において教職員による不祥事が多発しており、教職員の綱紀の粛正が喫緊の課題となっております。本校においても、様々な事例を取り上げて自分事として考えたり、教職員への指導を徹底したりするなど、不祥事防止に向けて日々、取り組んでおります。

つきましては、教職員の不祥事のきっかけとなることの多い教職員と児童生徒との電子メール及びSNS等のやり取りについて、下記のとおり共通理解を図りたいと思っておりますので、ご理解・ご協力をお願いいたします。

また、電子メール及びSNS等の使用について、お気づきの点があれば、ご連絡いただきますようお願い申し上げます。

記

- 1 教職員と児童生徒の電子メール及びSNS等でのやり取りは、原則禁止となっていること。
- 2 教職員が児童生徒のメールやSNSのアドレスを収集する場合には、管理職及び保護者の同意を得なければならないこと。
- 3 SNS等で学校と児童生徒が連絡をとり合うのは、授業・部活動・学校行事等に関する業務連絡等で、かつ緊急でやむを得ないものに限られていること。
- 4 児童生徒からの相談については、メールやSNS等でのやり取りではなく、対面で行うこと。